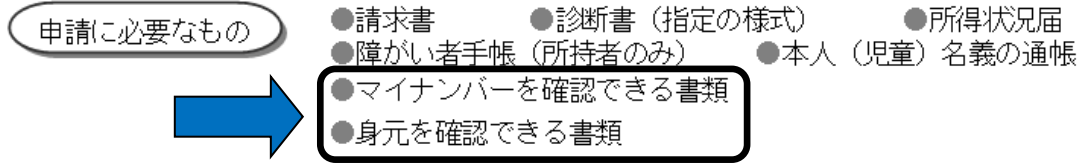


マイナンバー制度における必要書類について

このたびきでご案内した各種手続きの中には、「マイナンバー」及び「身元」の確認が必要なものがあります。

各種手続きのページの「申請に必要なもの」に「マイナンバーを確認できる書類」及び「身元を確認できる書類」と記載されている場合は、下記(1)(2)の書類を提示してください。



(1) 対象者のマイナンバーを確認できる書類 ※以下の書類から1点提示してください。

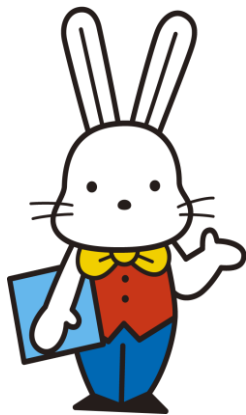
- マイナンバーカード
- 通知カード
- 個人番号通知書
- 住民票(個人番号が記載されたもの)
- 記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)

(2) 対象者の身元を確認できる書類

- マイナンバーカード ※マイナンバーと身元の確認を1枚ですることができます。

- 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等官公署から発行された顔写真付きの書類から1点提示してください。

- 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等官公署から発行された書類から2点提示してください。



申請者ご本人が窓口まで来られず代理の方が申請する場合は、上記(1)(2)の写しを提出してください。その際、代理の方にマイナンバーが見えないよう書類を封筒に入れて渡してください。